

町職員の給与等のあらまし

町民の皆様にご理解をいただくため、令和３年度の職員の給与等の状況をお知らせします。
なお、一部の項目については、令和４年４月１日現在の状況を記載しています。
(積丹町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の規定による。)

１．職員の任免及び職員数に関する状況

①採用と退職等の状況

区 分	採 用	離 職						離職計
		退 職			免 職			
		定 年	死 亡	自己都合 そ の 他	分 限	懲 戒	失 職	
一般行政職	2 人			2 人				2 人
技能労務職								
医療職								
計	2 人			2 人				2 人

②職員数の状況（各年度４月１日）

区 分	３年度	４年度	対前年度増減数	主な増減理由	備 考
一般会計	５５人	５８人	３人	退職者補充	職員数は、特別職、会計年度任用職員、非常勤職員を除いた一般職員の数であり、地方公務員の身分を保有する休職者を含みます。
特別会計	６人	６人	０人		
計	６１人	６４人	３人		

※町職員の定数は条例で上限が定められており、その総数は、９６人となっています。

２．職員の人事評価の状況

積丹町職員の人事評価実施規程（平成28年訓令第４号）により平成２８年４月１日より実施しています。

３．人件費等の状況

①人件費の状況（全会計決算見込）

区 分	住民基本台帳人口	歳出額 A	実質収支（※）	人件費 B	人件費率（B／A）
３年度	1,873人(R4.3.31)	3,995,490千円	149,268千円	658,780千円	16.5%
２年度	1,916人(R3.3.31)	3,733,917千円	82,670千円	658,550千円	17.6%

注）人件費は、職員に支給される給料や諸手当のほかに、使用者が負担する共済費などの費用の合計をいいます。（特別職・議員・委員の報酬等も含まれます。）

※）実質収支とは、歳入歳出の差引額から、翌年度に繰り越すべき財源を控除した額をいいます。

②職員給与費の状況（全会計決算見込）

（単位：千円）

区 分	職員数 A	給 与 費				１人当たりの給与費 (B／A)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
３年度	６１人	240,533	33,835	92,821	367,189	6,019
２年度	６２人	240,132	33,176	94,395	367,703	5,931

※職員数は、各年の４月１日現在の人数です。（特別職、再任用短時間勤務職員を除く。）

給与費は、令和２年度中の採用者及び退職者、再任用短時間勤務職員の給与費が含まれています。

③一般行政職平均給料等

区 分	令和３年４月１日現在	令和４年４月１日現在
平均給料月額	322,300円	315,197円
平均年齢	44歳１月	43歳７月

④初任給及び経験年数別平均給料月額（各年度４月１日現在）

区 分			初 任 給	経 験 年 数		
				10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満
４年度	一般行政職	大学卒	182,200円	260,950円	322,200円	372,100円
		高校卒	150,600円	対象者なし	対象者なし	313,250円
３年度	一般行政職	大学卒	182,200円	261,600円	314,400円	378,800円
		高校卒	150,600円	対象者なし	対象者なし	335,800円

⑤職員手当の状況（令和4年4月1日現在）

手 当 名	内 容
扶養手当 (月額)	①配偶者 6,500円 ②子 10,000円 ③15歳に達する日以後の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までにある子 1人5,000円加算 ④父母等6,500円
住居手当 (月額)	①家賃の月額が16,000円を超える借家等の場合 家賃の月額に応じて28,000円を限度に支給
通勤手当 (月額)	①交通機関利用者 運賃の額55,000円までは全額支給 ②自動車等使用者 通勤距離に応じて2,000円から31,600円の範囲で支給
特殊勤務手当	ボイラー等管理手当（10月～4月まで月額支給）4,000円
時間外勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられた職員に支給
寒冷地手当	11月から3月まで月額支給 ①世帯主（扶養親族あり） 23,360円 ②世帯主（扶養親族なし） 13,060円 ③世帯主以外 8,800円
期末・勤勉手当	区 分 期末手当 勤勉手当 計 備 考
	6月期 1.2月分 0.95月分 2.15月分 ※職務の区分に応じて加算措置有
	12月期 1.2月分 0.95月分 2.15月分
	合計 2.4月分 1.9月分 4.3月分 国の基準 4.3月分 加算措置 有
退職手当	区 分 自己都合 定 年
	勤続20年 19.6695月分 24.586875月分
	勤続25年 28.0395月分 33.27075月分
	勤続35年 39.7575月分 47.709月分
	最高限度 47.709月分 47.709月分

⑥特別職の給料等（令和4年4月1日現在）

区 分	給 料 月 額	期 末 手 当	備 考
町 長	650,000円	6月期 2.15月分	加算措置：有
副町長	560,000円	12月期 2.15月分	
教育長	530,000円	合計 4.3月分	

⑦議会議員の報酬等（令和4年4月1日現在）

区 分	給 料 月 額	期 末 手 当	備 考
議 長	260,000円	6月期 1.9月分	加算措置：有
副議長	200,000円	12月期 1.9月分	
常任委員長	180,000円	合計 3.8月分	
議 員	170,000円		

4. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況（令和4年1月1日現在）

①勤務時間（標準的なもの）

1週間の 勤務時間	開始時間	終了時間	休憩時間
38時間45分	午前 8時30分	午後 5時15分	正午～午後 1時00分

②年次有給休暇の取得状況（令和3年1月1日～令和3年12月31日）

総付与日数A	総取得日数B	全対象職員数C	平均取得日数B/C	消化率B/A
2,046日	360.8日	54人	6.7日	17.6%

③病気休暇の取得状況（令和3年1月1日～令和3年12月31日）

取得職員数A	取得日数B	1人当たりの取得日数B/A
3人	74日	25日

5. 職員の休業に関する状況（令和3年4月1日～令和4年3月31日）

区 分	人 数
育児休業	
部分休業	
育児短時間勤務	

6. 職員の分限及び懲戒処分状況（令和3年4月1日～令和4年3月31日）

①分限処分

区 分	人 数
休 職	1
降 任	
免 職	

②懲戒処分

区 分	人 数
戒 告	
減 給	
停 職	
免 職	

7. 職員のサービスの状況

サービスの根本基準として、全ての職員は「全体の奉仕者」として公共の利益のために勤務し、職務遂行に当たっては全力をあげて専念しなければなりません。

町では「サービス規程」に基づき、職員一人一人が法令の遵守などサービス規律の保持に努めています。

8. 職員の退職管理の状況

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条の6第1項の規定に基づき、平成28年4月1日から退職管理の適正を確保するため「再就職者による現職職員への働きかけ規制」等が導入されました。

このため、法の規定に基づき適正な退職管理に努めています。

9. 職員の研修の状況（令和3年4月1日～令和4年3月31日）

研 修 内 容	受講者数
職場内一般研修	25人
職場外一般研修（新規採用基礎研修）	3人
職場外一般研修（初級研修）	2人
職場外専門研修（実務研修）	2人
職場外専門研修（その他）	10人

10. 職員の福祉及び利益の保護の状況（令和3年4月1日～令和4年3月31日）

（1）職員健康診査の状況

職員健康診査受診者数 49名

（2）職員の福利厚生のための各種団体の設置状況

○北海道市町村職員共済組合

事業の種類	事業内容
短期給付事業	組合員とその家族の病気・けが・出産・死亡などの事故に対して、給付する事業
長期給付事業	組合員が退職したときの年金給付などの事業
福祉事業	組合員とその家族の福祉と健康の増進を図るための事業（住宅建設資金等貸付、疾病予防対策など）

○北海道市町村職員福祉協会

事業の種類	事業内容
医療給付事業	退職会員等が自己負担として支払った医療費の給付、入院見舞金、死亡弔慰金の支給等
貸付事業	一般資金、育成資金の貸付等
福利厚生事業	入院一時金、出産祝金、宿泊施設利用助成等

公費負担 令和3年度実績 176千円

（3）職員の利益の保護の状況

職員は公平委員会に対して、給与・勤務時間・その他の勤務条件に関する措置の要求や、不利益な処分についての不服申立を行うことができます。

公平委員会では要求を審査したり、不服申立に対する裁決を行うなどの必要な措置を執ります。令和2年度は、措置の要求及び不服申立はありませんでした。

11. その他

議会、選挙管理委員会、監査委員、教育委員会、農業委員会に係る人事行政の運営状況は、上記の数値等に含まれております。